

議案第 24 号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 20 日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例

佐倉市手数料条例（平成12年佐倉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の132の項及び133の項を次のように改める。

1 3 2	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画（技術的審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けたもの）	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギー消費性の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性	一戸建ての住宅		1件につき4,000円	
				住 宅 の 部 分	住 戸 の 部 分	1戸のもの	1件につき4,000円
						2戸以上5戸以下のもの	1件につき9,000円
						6戸以上10戸以下のもの	1件につき15,000円
						11戸以上25戸以下のもの	1件につき26,000円
						26戸以上50戸以下のもの	1件につき43,000円
						51戸以上100戸以下のもの	1件につき77,000円
						101戸以上200戸以下のもの	1件につき121,000円

		能判定住宅 機関若住宅を しくは除 住宅の 品質確 保の促 進等に 関する 法律第 5条第 1項に 規定す る登録 住宅性 能評価 機関に より都 市の低 炭素化 の促進 に関する 法律第 54条第 1項各号 に掲げ る基準 に適合 してい ると認 められ たもの 又は建 築物エ ネルギ ー消費	住宅を除く。 以下この項 において同 じ。)		201戸以上300戸以下のもの	1件につき153,000円
					301戸以上のもの	1件につき163,000円
				共用部分	床面積の合計が300㎡以下のもの	1件につき9,000円
					床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以下のもの	1件につき25,000円
					床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以下のもの	1件につき74,000円
					床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以下のもの	1件につき118,000円
					床面積の合計が10,000㎡を超え25,000	1件につき149,000円

性能基準等を定める省令 (平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第1号ただし書によるもの	住宅以外の用途に供する部分	0 m ² 以下のもの	
		床面積の合計が25,000 m ² を超えるもの	1件につき186,000円
		延べ面積が300 m ² 以下のもの	1件につき9,000円
		延べ面積が300 m ² を超え2,000 m ² 以下のもの	1件につき26,000円
		延べ面積が2,000 m ² を超え5,000 m ² 以下のもの	1件につき77,000円
		延べ面積が5,000 m ² を超え10,000 m ² 以下のもの	1件につき121,000円

			延べ面積 が10,000㎡を 超え25,000㎡ 以下のもの	1件につき15 3,000円
			延べ面積 が25,000㎡を 超えるもの	1件につき19 1,000円
備考				
<p>1 建築物を建築する場合の延べ面積とは、当該建築に係る部分の床面積と審査を要する既存部分の床面積の合計をいう。</p> <p>2 住宅の用途に供する部分を有する建築物において建築物全体に係る申請をする場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けたもの）の額は、住戸の数に応じ当該手数料の額の欄に定める額に共用部分の延べ面積に応じ当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。この場合における住宅の用途に供する部分を有する建築物において住戸の部分のみに係る申請をする場合の規定の適用については、これらの規定中「申請に係る住戸」とあるのは「建築物の全ての住戸」とする。</p> <p>3 住宅の用途に供する部分を有する建築物において建築物全体に係る申請をする場合であって、その建築物に住宅以外の用途に供する部分を有するときの低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けたもの）の額は、備考2の規定により算出された額に、住宅以外の用途に供する部分の延べ面積に応じ当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。</p> <p>4 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けたもの）の額</p>				

は、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けたもの）の節に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額に、47の項に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。

5 低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定による軽微な変更に応じ当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。

133	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画（技術的審査を受けていないもの）の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けていないもの）	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第5条第1項に規定する登録建築物エネルギー	一戸建ての住宅		1件につき32,000円
				住戸の区分	1戸のもの	1件につき32,000円
					2戸以上5戸以下のもの	1件につき65,000円
					6戸以上10戸以下のもの	1件につき92,000円
					11戸以上25戸以下のもの	1件につき130,000円
					26戸以上50戸以下のもの	1件につき187,000円
					51戸以上100戸以下のもの	1件につき268,000円

ギー消（ 費性能一 判定機戸 関又は建 住宅のて 品質確の 保の促住 進等に宅 関するを 法律第除 5条第く。 1項に以 規定す下 る登録こ 住宅性の 能評価項 機関にに より都つ 市の低い 炭素化て の促進同 に関する 法律。） 第54 条第1 項各号 に掲げ る基準 に適合 してい ると認 められ		101戸以 上200戸 以下のもの	1件につき363, 000円
		201戸以 上300戸 以下のもの	1件につき476, 000円
		301戸以 上のもの	1件につき559, 000円
	共用	床面積の合 計が300 ㎡以下のもの	1件につき101, 000円
	部分	床面積の合 計が300 ㎡を超え 2,000 ㎡以下のもの	1件につき166, 000円
		床面積の合 計が2,0 00㎡を超 え5,00 0㎡以下の もの	1件につき259, 000円
		床面積の合 計が5,0 00㎡を超 え10,0 00㎡以下 のもの	1件につき333, 000円

			ていな いもの		床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以下のもの	1件につき398,000円		
					床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	1件につき464,000円		
				住宅以外の用途のみに供する建築物	建築物	建築エネルギー	延べ面積が300㎡以下のもの	1件につき230,000円
							延べ面積が300㎡を超え2,000㎡以下のもの	1件につき366,000円
					イ(1)及びロ(1)によるもの	建築省令第105条第1号	延べ面積が2,000㎡を超え105,000㎡以下のもの	1件につき521,000円
							延べ面積が15,000㎡を超え10,000㎡以下のもの	1件につき633,000円
							延べ面積が10,000㎡を超え25,000㎡以下のもの	1件につき754,000円

					延べ面積が 25,000㎡を超えるもの	1件につき860,000円
				建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第105条第1号イ及びロによるもの	延べ面積が300㎡以下のもの	1件につき83,000円
					延べ面積が300㎡を超え2,000㎡以下のもの	1件につき139,000円
					延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以下のもの	1件につき225,000円
					延べ面積が(2)5,000㎡を超え10,000㎡以下のもの	1件につき294,000円
					延べ面積が10,000㎡を超え25,000㎡以下のもの	1件につき354,000円
					延べ面積が25,000㎡を超えるもの	1件につき415,000円
				備考		
				1 建築物を建築する場合の延べ面積とは、当該建築に係		

	<p>る部分の床面積と審査を要する既存部分の床面積の合計をいう。</p> <p>2 住宅の用途に供する部分を有する建築物において建築物全体に係る申請をする場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けていないもの）の額は、住戸の数に応じ当該手数料の額の欄に定める額に共用部分の延べ面積に応じ当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。この場合における住宅の用途に供する部分を有する建築物において住戸の部分のみに係る申請をする場合の規定の適用については、これらの規定中「申請に係る住戸」とあるのは「建築物の全ての住戸」とする。</p> <p>3 住宅の用途に供する部分を有する建築物において建築物全体に係る申請をする場合であって、その建築物に住宅以外の用途に供する部分を有するときの低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けていないもの）の額は、備考2の規定により算出された額に、住宅以外の用途に供する部分の区分及び延べ面積に応じ当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。</p> <p>4 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けていないもの）の額は、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けていないもの）の節に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額に、47の項に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。</p> <p>5 低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定による軽微な変更に該当していることを証明する場合は、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けていないもの）に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p>
--	---

別表第1の137の項の次に次の項を加える。

1 3 7 の 2	建築物の エネルギー 消費性能の向上 に関する 法律第1 2条第1 項の規定 による建 築物エネ ルギー消 費性能適 合性判定 に対する 審査	建築物 エネ ル ギ ー 消 費 性 能 適 合 性 判 定 手 数 料	建築物エネルギー消費性能 基準等を定める省令第1条 第1項第1号 イによるもの	延べ面 積 2 , 0 0 0 m ² 以上	1 件につき 5 0 1, 0 0 0 円
				5 , 0 0 0 m ² 未満	
				延べ面 積 5 , 0 0 0 m ² 以上	1 件につき 6 1 7, 0 0 0 円
				1 0 , 0 0 0 m ² 未満	
				延べ面 積 1 0 , 0 0 0 m ² 以上 2 5 , 0 0 0 m ² 未満	1 件につき 7 3 0, 0 0 0 円
				延べ面 積 2 5 , 0 0 0 m ² 以上	1 件につき 8 3 2, 0 0 0 円
			建築物エネルギー消費性能 基準等を定める省令第1条 第1項第1号 ロによるもの	延べ面 積 2 , 0 0 0 m ² 以上	1 件につき 2 2 5, 0 0 0 円
				5 , 0 0 0 m ² 未満	
		延べ面 積 5 ,	1 件につき 2 9 4, 0 0 0 円		

				0 0 0 m ² 以上 1 0 , 0 0 0 m ² 未満	
				延べ面 積 1 0 , 0 0 0 m ² 以上 2 5 , 0 0 0 m ² 未満	1 件につき 3 5 4, 0 0 0 円
				延べ面 積 2 5 , 0 0 0 m ² 以上	1 件につき 4 1 5, 0 0 0 円
		<p>備考</p> <p>1 建築物を建築する場合の延べ面積とは、当該建築に係る部分の床面積と審査を要する既存部分の床面積の合計をいう。</p> <p>2 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合は、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>3 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による軽微な変更該当していることを証明する場合は、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p>			

1 3 7 の 3	建築物の エネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	建築物 エネルギー消費性能適合性判定通数料	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イによるもの	延べ面積 2,000 m ² 以上	1 件につき 501,000 円
				5,000 m ² 未満	
				延べ面積 5,000 m ² 以上	1 件につき 617,000 円
				10,000 m ² 未満	
		延べ面積 10,000 m ² 以上	1 件につき 730,000 円		
		延べ面積 25,000 m ² 未満			
		延べ面積 25,000 m ² 以上	1 件につき 832,000 円		
		延べ面積 50,000 m ² 以上			
		建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロによるもの	延べ面積 2,000 m ² 以上	1 件につき 225,000 円	
			延べ面積 5,000 m ² 未満	1 件につき 294,000 円	

				000 m ² 以上 10, 000 m ² 未満	
				延べ面 積 1 0,0 00 m ² 以上 2 5,0 00 m ² 未満	1件につき 35 4,000円
				延べ面 積 2 5,0 00 m ² 以上	1件につき 41 5,000円
		<p>備考</p> <p>1 建築物を建築する場合の延べ面積とは、当該建築に係る部分の床面積と審査を要する既存部分の床面積の合計をいう。</p> <p>2 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合は、建築物エネルギー消費性能適合性判定通知手数料に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>3 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による軽微な変更該当していることを証明する場合は、建築物エネルギー消費性能適合性判定通知手数料に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p>			

別表第1の138の項中「(平成27年法律第53号)」を削り、「(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第8条第1号イ(1)及びロ(1)」を「第10条第1号イ(1)及びロ(1)」に、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項」に、「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「第8条第1号イ(2)及びロ(2)」を「第10条第1号イ(2)及びロ(2)」に、「第8条第1号ただし書」を「第10条第1号ただし書」に、「第8条第2号イ及びロ」を「第10条第2号イ及びロ」に、「第8条第2号ただし書」を「第10条第2号ただし書」に、

「

備考 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出があった場合の建築物消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物消費性能向上計画認定申請手数料の節に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額に、47の項に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。

」を

「

備考

- 1 建築物を建築する場合の延べ面積とは、当該建築に係る部分の床面積と審査を要する既存部分の床面積の合計をいう。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出があった場合の建築物消費

性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物消費性能向上計画認定申請手数料の節に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額に、47の項に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。

3 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定による軽微な変更該当していることを証明する場合は、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

」に改める。

別表第1の140の項を次のように改める。

140	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る	建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料	非住宅部分	建築物のエネルギー消費性能基準等	登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められ	延べ面積300㎡未満	1件につき9,000円
						延べ面積300㎡以上2,000㎡未満	1件につき25,000円
						延べ面積	1件につき76,000円

認定の申請に対する審査			を定める省令第1条第1号イによるもの	たものその他これに類するものとして規則で定めるもの（以下この項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関に認められたもの」という。）である場合	2,000㎡以上5,000㎡未満	
				延べ面積5,000㎡以上10,000㎡未満	1件につき120,000円	
				延べ面積10,000㎡以上25,000㎡未満	1件につき152,000円	
				延べ面積25,000㎡以上	1件につき189,000円	
				登録建築物エネルギー消費性能判定	延べ面積30	1件につき215,000円

					定機関に認められたものの以外のものである場合	0 m ² 未満	
						延べ 面積 30 0 m ² 以上 2,0 00 m ² 未 満	1件につき3 47,000円
						延べ 面積 2,0 00 m ² 以 上5, 00 0 m ² 未満	1件につき4 96,000円
						延べ 面積 5,0 00 m ² 以 上1 0,0 00 m ² 未 満	1件につき6 11,000円
						延べ 面積 10, 00 0 m ² 以上	1件につき7 22,000円

					25,000 m ² 未満	
					延べ面積25,000 m ² 以上	1件につき823,000円
				建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第	延べ面積300 m ² 未満	1件につき9,000円
					延べ面積300 m ² 以上2,000 m ² 未満	1件につき25,000円
					延べ面積2,000 m ² 以上5,000 m ² 未満	1件につき76,000円
					延べ面積5,0	1件につき120,000円

				1号口によるもの	00 m ² 以上 0,000 m ² 未満	
					延べ面積 10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	1件につき152,000円
					延べ面積 25,000 m ² 以上	1件につき189,000円
			登録建築物 エネルギー 消費性能判 定機関に認 められたも の以外のも のである場 合		延べ面積 300 m ² 未満	1件につき82,000円
					延べ面積 300 m ² 以上 2,000 m ² 未	1件につき138,000円

						満	
						延 べ 面 積 2,0 0 0 m ² 以 上 5, 0 0 0 m ² 未 満	1 件 に つ き 2 2 3, 0 0 0 円
						延 べ 面 積 5,0 0 0 m ² 以 上 1 0, 0 0 0 m ² 未 満	1 件 に つ き 2 9 1, 0 0 0 円
						延 べ 面 積 1 0, 0 0 0 m ² 以 上 2 5, 0 0 0 m ² 未 満	1 件 に つ き 3 5 0, 0 0 0 円
						延 べ 面 積 2 5, 0 0 0 m ² 以 上	1 件 に つ き 4 1 0, 0 0 0 円

				建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ただし書によるもの	延べ面積 300m ² 未満	1件につき9,000円
					延べ面積 300m ² 以上 2,000m ² 未満	1件につき25,000円
					延べ面積 2,000m ² 以上 5,000m ² 未満	1件につき76,000円
					延べ面積 5,000m ² 以上 10,000m ² 未満	1件につき120,000円
					延べ面積 10,000m ² 以上	1件につき152,000円

						00 00 m ² 以上 25, 00 00 m ² 未満		
						延べ 面積 25, 00 00 m ² 以上	1件につき1 89,000円	
			住宅 部分	一 戸 建 て の 住 宅	建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 判 定 機 関 又 は 登 録 性 能 価 値 に よ り 建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 し て の 省 令 第 一 百 一 十 三 号 の 建 築	登 録 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 判 定 機 関 又 は 登 録 性 能 価 値 に よ り 建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 し て の 省 令 第 一 百 一 十 三 号 の 建 築	延べ 面積 20 00 m ² 未満	1件につき4, 000円
						延べ 面積 20 00 m ² 以上	1件につき4, 000円	

					登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関に認められたもの以外の場合	延べ面積 200 m ² 未満	1件につき3 2,000円
					登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関に認められたもの以外の場合	延べ面積 200 m ² 以上	1件につき3 6,000円
				建築物のエネルギー消費性能基準等を定める	登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関に認められたものがある場合	延べ面積 200 m ² 未満	1件につき4, 000円
				建築物のエネルギー消費性能基準等を定める	登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関に認められたものがある場合	延べ面積 200 m ² 以上	1件につき4, 000円
				建築物のエネルギー消費性能基準等を定める	登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関に認められたものがある場合	延べ面積 200 m ² 未満	1件につき1 6,000円

				省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの	定機関 又は登 録住宅 性能評 価機関 に認め られた もの以 外のも のである 場合	延べ 面積 200 m ² 以上	1件につき1 8,000円
				建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号ただし書によるもの		延べ 面積 200 m ² 未満	1件につき4, 000円
						延べ 面積 200 m ² 以上	1件につき4, 000円
			共同住	建築物	登録建 築物エ ネルギー	延べ 面積 30	1件につき9, 000円

				宅等	のエネルギー性能基準等を定める省令第1条第2号イ(1)及びロ(1)に	消費判 関 延べ 面積 300 m ² 以上 2,000 m ² 未 満	0 m ² 未 満	
						一 性能 定機 又は 登録 住宅 性能 評価 に認 めら れた もの ある 場合	延べ 面積 300 m ² 以上 2,000 m ² 未 満	1件につき1 9,000円
							延べ 面積 2,000 m ² 以 上5,000 m ² 未 満	1件につき4 2,000円
							延べ 面積 5,000 m ² 以 上	1件につき7 6,000円
						登録建 築物エ ネルギー 消費判 性能 定機 又は 登録 住宅 性能 評価 に認 めら れた もの ある 場合	延べ 面積 300 m ² 未 満	1件につき6 5,000円
							延べ 面積 300 m ² 以上	1件につき1 09,000円

					よるもの	に認められたもの以外のものである場合	2,000㎡未満	
							延べ面積2,000㎡以上5,000㎡未満	1件につき185,000円
							延べ面積5,000㎡以上	1件につき265,000円
					建築物のエネルギー性能基準等を	建築物エネルギー性能判定機関又は登録性能評価機関に認められたものがある場合	延べ面積300㎡未満	1件につき9,000円
							延べ面積300㎡以上2,000㎡未満	1件につき19,000円
							延べ面積2,000㎡以上	1件につき42,000円

					定 め る 省 令 第 1 条 第 2 号 イ (2) 及 び ロ (2) に よ る も の 外 の 場 合	0 0 m ² 以 上 5, 0 0 0 m ² 未 満	
						延 べ 面 積 5, 0 0 0 m ² 以 上	1 件につき 7 6, 0 0 0 円
					登 録 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 判 定 機 関 又 は 登 録 住 宅 性 能 評 価 機 関 に 認 め ら れ た も の 以 外 の も の 場 合	延 べ 面 積 3 0 0 m ² 未 満	1 件につき 3 1, 0 0 0 円
						延 べ 面 積 3 0 0 m ² 以 上 2, 0 0 0 m ² 未 満	1 件につき 5 4, 0 0 0 円
						延 べ 面 積 2, 0 0 0 m ² 以 上 5, 0 0 0 m ² 未 満	1 件につき 9 7, 0 0 0 円

						延 べ 面 積 5,0 0 0 m ² 以 上	1 件につき 1 47,000円
					建築物のエ ネルギー消 費性能基準 等を定める 省令第1条 第2号ただ し書による もの	延 べ 面 積 3 0 0 m ² 未満	1 件につき 9, 000円
						延 べ 面 積 3 0 0 m ² 以 上 2,0 0 0 m ² 未 満	1 件につき 1 9,000円
						延 べ 面 積 2,0 0 0 m ² 以 上 5, 0 0 0 m ² 未満	1 件につき 4 2,000円
						延 べ 面 積 5,0 0 0 m ² 以 上	1 件につき 7 6,000円

		複合建築物	1 件につき非住宅部分認定相当額に住宅部分相当額を加算した額
		備考 建築物を建築する場合の延べ面積とは、当該建築に係る部分の床面積と審査を要する既存部分の床面積の合計をいう。	

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。